

○法務委員会

・内閣提出法律案(七件)

番号	件名	院議先	月提日出	参議院	衆議院	備考
				委員会付託	委員会議決	(注)※は予算関係法律案
68	51	50	49	7※ 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	2※ 外国人登録法の一部を改正する法律案	○法務委員会
する法律案 国際海上物品運送法の一部を改正する法律案	少年の保護事件に係る補償に関する法律案	案 刑事補償法の一部を改正する法律案	民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案	7※ 外国人登録法の一部を改正する法律案	2※ 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	・内閣提出法律案(七件)
参	ク	ク	ク	ク	衆	院議先
三、一三	三、六	三、六	三、六	二、七	四、二、五	月提日出
三、一三	(予)六	(予)六	(予)六	四、二〇	四、二、五	参議院
可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	本会議議決
可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	委員会付託
(予) 三、一三	三、六	三、六	三、六	三、三	四、二、五	衆議院
可 決	可 決	可 決	可 決	修 正	四、三、一〇	本会議議決
可 決	可 決	可 決	可 決	修 正	四、三、一二	本会議議決
				參 本 會 議 趣 旨 說 明	四、三、三 四、二〇	

1 1	番号	件名
製造物の欠陥による損害の賠償に関する法律案		衆議院議員提出法律案（一件）
（四、五、八、二七、外名）	提出者（月日）	北村哲男君
（四、五、二八）	付月日	予備送
	提出へ	本院へ
（四、五、二八）	委員会付託	参議院
	委員会議決	衆議院
（四、五、二八）	本会議議決	衆議院
繼 続 審 査	委員会付託 委員会議決 本会議議決	衆議院
	備考	

## ・衆議院議員提出法律案（一件）

6	番号	件名
製造物の欠陥による損害の賠償に関する法律案		本院議員提出法律案（一件）
（四、六、七、外名）	提出者（月日）	北村哲男君
（四、六、八）	付月日	予備送
	提出へ	衆へ
（四、六、一七）	委員会付託 委員会議決 本会議議決	参議院
未了	委員会付託 委員会議決 本会議議決	衆議院
（四、六、一八）	委員会付託 委員会議決 本会議議決	衆議院
	備考	

## ・本院議員提出法律案（一件）

7 7	番号	件名
裁判所の休日に関する法律の一部を改正する法律案		本院議員提出法律案（一部）
衆	院議先	衆議院
（四、三、一八）	月提出日	月提出日
（四、三、一八）	委員会付託	参議院
可決	委員会議決	衆議院
可決	本会議議決	衆議院
可決	委員会付託	衆議院
可決	委員会議決	衆議院
	備考	

## 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第二号）

### 要旨

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図る等のため、裁判所職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、判事補の員数を七人増加し、六百十五人に改める。

二、裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十三人増加し、二万三千四百七十七人に改める。

三、この法律は、平成四年四月一日から施行する。

### 委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図る等のため、判事補の員数を七人増加するとともに、裁判官以外の職員の員数を二十三人増

加しようとするものであります。

委員会におきましては、判事補等を増員する理由、家庭裁判所の充実強化等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、裁判所の休日に関する法律の一部を改正する法律案は、裁判所において完全週休二日制を実施するために、すべての土曜日を裁判所の休日に改めるとともに、民事訴訟法及び刑事訴訟法における期間の計算について所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、完全週休二日制早期実施の必要性、休日における緊急事務の処理態勢等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

## 外国人登録法の一部を改正する法律案（閣法第七号）

### 要旨

本法律案は、本邦に在留する外国人のうち永住者及び特別永住者について、その同一性を確認する手段としての指紋の押なつを廃止し、署名及び一定の家族事項の登録をもつてこれに代えることとするとともに、これに関連して外国人登録証明書の様式の変

更、その切替交付その他所要の関連規定の整備等を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

- 一、永住者及び特別永住者については、新規登録等の申請をする場合に指紋の押なつを廃止し、写真、署名及び一定の家族事項（本邦にある父母及び配偶者の氏名、生年月日及び国籍。世帯主にあつては、更に、世帯構成員の氏名、生年月日、国籍及び世帯主との続柄）の登録をもつて、同一性の確認手段とすることとし、その場合における登録原票への登録、登録事項の確認、新たな登録証明書の交付等に関する手続規定を整備する。
- 二、十六歳以上の永住者及び特別永住者が新規登録等の申請をする場合には、申請書の提出と同時に登録原票及び署名原紙に署名することとし、当該署名を登録証明書に転写する。
- 三、新たに永住許可又は特別永住許可を受けた者が、登録事項の確認を受けた場合における次回確認申請時期は、その後の五回目の誕生日から三十日以内とともに、署名をしていない者との次回確認申請の時期は、新規登録等を受けた日から一年以上五年未満の範囲内において、市町村の長が指定する日から三十日以内とする等登録証明書の切替交付の申請期間に関する規定を整備する。
- 四、署名をせず、又はこれを妨げた者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金に処するものとするほか、罰則

を整備する。

五、この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は衆議院において、居住地等の変更登録義務違反に係る罰則について自由刑を廃止し、二十万円以下の罰金刑のみとするとともに、この法律公布の日から施行日の前日までの間に十六歳に達する永住者及び特別永住者については指紋押なつを要しないものとする等の措置を講じる修正が行われた。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました外国人登録法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、本邦に在留する外国人のうち永住者及び特別永住者につきまして、その同一人性を確認する手段としての指紋押捺を廃止し、鮮明な写真、署名及び一定の家族事項の登録をもつてこれにかえることとするとともに、関連して外国人登録証明書の様式の変更、その切り替え交付、その他所要の関連規定の整備等を行おうとするものであります。

なお、衆議院において、居住地等の変更登録義務違反に係る罰則について罰金刑のみとするとともに、本法律公布の日以後

に十六歳に達する永住者等につきましては指紋押捺を要しないものとすること等の修正が行われております。

委員会におきましては、提出の経緯、指紋押捺を全廃しない理由、署名方法及び署名ができない場合の措置、制度改正後の指紋原紙と登録原票の取り扱い等につきまして質疑が行われたほか、参考人の意見を聴取するなど慎重に審査を行いましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。  
以上、御報告申し上げます。

民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法  
第四九号）

#### 要旨

本法律案は、最近における社会経済情勢の変化等にかんがみ、民事訴訟等の申立ての手数料の額の引下げを図ろうとするものであつて、その内容は次のとおりである。

一、訴え提起の手数料のうち、訴訟の目的の価額が高額にわたる部分に対応する部分の引下げを図るため、その算出基準を改

め、あわせて、借地非訟事件及び民事調停事件についても、同趣旨の改定を行う。

二、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における社会経済情勢の変化等にかんがみ、民事訴訟等の申し立ての手数料額の引き下げを図るため、その算出基準を改めようとするものであります。

委員会におきましては、手数料引き下げの対象を高額事件に限定した理由、民事訴訟手続見直しと手数料のあり方、現行納付制度の問題点等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

## 刑事補償法の一部を改正する法律案（閣法第五〇号）

### 要旨

本法律案は、無罪等の裁判を受けた者に対する補償金算定の基準となる金額を引き上げようとするものであつて、その内容は、次のとおりである。

一、未決の抑留若しくは拘禁又は自由刑の執行等により身体の拘束を受けていた場合の補償金の日額の上限を「九千四百円」から「一万二千五百円」に引き上げる。

二、死刑の執行を受けた場合の補償金の最高額及び加算額を「二千五百万円」から「三千万円」に引き上げる。

三、この法律は、公布の日から施行する。

### 委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、刑事補償法の一部を改正する法律案は、最近における経済事情にかんがみ、無罪等の裁判を受けた者に対する刑事補償法に基づく補償金の日額の上限を、「九千四百円」から「一万二千五百円」に、死刑の執行を受けた場合の補償金の最高額及び加算額を、「二千五百万円」から「三千万円」に引き上げるものであ

ります。

次に、少年の保護事件に係る補償に関する法律案は、少年の保護事件に関する手続において審判に付すべき少年に犯罪その他の非行が認められなかつた場合に、少年等に対し身体の自由の拘束等による補償を行おうとするものであります。

委員会におきましては、二法律案を一括して議題とし、刑事補償額の基準・算定方法、少年補償制度の立法趣旨等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、順次採決の結果、二法律案はいずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

## 少年の保護事件に係る補償に関する法律案（閣法第五一号）

### 要旨

本法律案は、少年の保護事件に関する手続において審判に付すべき少年に犯罪その他の非行が認められなかつた場合に、少年等に対し身体の自由の拘束等による補償を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、非行が認められないことにより、審判不開始決定、不処分決

定又は保護処分取消決定等を受けた少年等が、当該非行にて身体の自由の拘束又は没取を受けた場合に、補償をする。

二、本人が審判を誤らせる目的で虚偽の白旨をしたこと等により身体の自由の拘束等が行われた場合、身体の自由の拘束が他の非行によって基礎付けられる場合、本人が補償を辞退している場合その他補償の必要性を失わせ又は減殺する特別の事情がある場合には、補償の全部又は一部をしないことができる。

三、身体の自由の拘束による補償については、刑事補償法第四条第一項に定める金額の範囲内で相当と認められる額の補償金を交付し、没取による補償については、没取したもの返付し、返付できないときはその物の時価に等しい補償金を交付する。

四、補償に関する決定及び補償の払渡しは、審判不開始決定等をした家庭裁判所が行う。

五、補償に関する決定を受ける前に本人が死亡した場合には、本人の配偶者、子、父母等で本人と生計を同じくしていたもの又

は少年法第二条第二項に規定する保護者であったものに、本人が生存していたとしたならば受けたものと認められる補償と同一の補償をすることができる。

六、この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

委員長報告  
前ページ参照

国際海上物品運送法の一部を改正する法律案（閣法第六八号）

#### 要旨

本法律案は、千九百六十八年一月二十三日の議定書によって改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約を改正する議定書の批准に伴い、国際海上物品運送法の一部を改正しようとするとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、運送人は、事実と異なる船荷証券の記載について過失の有無を問わず善意の船荷証券所持人に対抗することができないものとし、船荷証券の効力を強化する。

二、運送人の責任限度額を引き上げるとともに、責任限度額を計算する単位を国際通貨基金の定める特別引出権とする。また、コンテナー等を用いて運送される場合の責任限度額についても明らかにする。

三、運送人及びその使用する者の不法行為による損害賠償の責任についても、運送人の契約違反による責任と同様の免除及び軽

減を認める。

#### 四、損害賠償の額の算定、運送人に故意等がある場合の特例、運

送人の責任の消滅等について、議定書に合わせて、所要の規定を整備する。

五、この法律は、千九百六十八年二月二十三日の議定書によって改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関する規則の統一のための国際条約を改正する議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました国際海上物品運送法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、一九二四年船荷証券統一條約を改正する一九七九年議定書の批准に伴い、国際海上物品運送について、船荷証券の効力を強化し、運送人の責任の限度額を引き上げるとともに、運送人及びその使用する者の不法行為による責任について運送人の契約違反による責任と同様の免除及び軽減を認めようとするものであります。

委員会におきましては、諸外国の条約締結の状況、船荷証券の効力強化の内容、運送人等の不法行為責任の減免を認める理由等

につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

裁判所の休日に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七七号）

#### 要旨

本法律案は、裁判所において完全週休一日制を実施するためにすべての土曜日を裁判所の休日にしようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、すべての土曜日を裁判所の休日とともに、民事訴訟法及び刑事訴訟法における期間の計算について所要の改正を行う。

二、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

委員長報告  
六四ページ参照